

第149回東京都自然環境保全審議会

速 記 録

2022年2月9日（水）

WEBによるオンライン会議

○千田計画課長 皆様、お待たせいたしました。5分遅れで開始させていただきます。ただいまより第149回「東京都自然環境保全審議会」を始めさせていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます自然環境部計画課長の千田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日はウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。

都庁の通信環境の状況によりましては、映像や音声途切れる場合がありますので、あらかじめ御了承いただければと存じます。何か不具合がございましたら、事前にお知らせしております連絡先に御連絡をお願いいたします。

また、これからの会議中のお願いでございますが、会議中は安定的な通信環境を保つために、申し訳ございませんが、マイクとカメラをオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言になる場合はTeamsの挙手機能を使用して、手のマークを押していただいて、会長が御指名いただきましたら、マイクとカメラをオンにして御発言いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、定足数について御報告いたします。本日は、委員・臨時委員37名中27名の方に御出席をいただいております。規定により会議は成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。お配りしております委員名簿の順番に御紹介をいたしますので、お名前をお呼びいたしましたら、マイクとカメラをオンにしてお返事いただきますようお願い申し上げます。

まず、石井委員、お願いいたします。

○石井会長 石井です。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 ありがとうございます。

続きまして、板寺委員、お願いいたします。

○板寺委員 板寺と申します。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 ありがとうございます。

続きまして、井本委員、お願いいたします。

○井本委員 井本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、木川田委員、お願いいたします。

○木川田委員 木川田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、窪田委員、お願いいたします。

○窪田委員 窪田です。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木部会長 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 高橋です。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、田尻委員、お願いいたします。

○田尻委員 田尻です。よろしくお願い致します。

○千田計画課長 続きまして、濱中委員、お願いいたします。

濱中委員は通信状況が悪いようでございますので、続きまして、益子委員、お願いいたします。

○益子部会長 益子です。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、安川委員、お願いいたします。

○安川委員 安川でございます。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、山崎靖代委員、お願いいたします。

○山崎（靖）委員 山崎靖代です。どうぞよろしくお願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、山崎晃司委員、お願いいたします。

○山崎（晃）部会長 山崎です。今日はよろしくお願い致します。

○千田計画課長 続きまして、森村委員、お願いいたします。

○森村委員 森村でございます。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、師岡委員、お願いいたします。

○師岡委員 師岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○千田計画課長 続きまして、石川委員、お願いいたします。

○石川委員 石川です。よろしくお願い致します。

○千田計画課長 続きまして、芳賀委員、お願いいたします。

ちょっと音声が届いていないので、次の方に行きたいと思えます。

続きまして、細野委員、お願いいたします。

○細野委員 細野です。よろしくお願い致します。

○千田計画課長 続きまして、渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員 渡辺です。どうぞよろしくお願い致します。

- 千田計画課長 続きまして、相原委員、お願いいたします。
- 相原委員 相原と申します。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 続きまして、石田委員、お願いいたします。
- 石田委員 石田です。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 続きまして、一ノ瀬委員、お願いいたします。
- 一ノ瀬委員 一ノ瀬です。よろしくお願い致します。
- 千田計画課長 続きまして、小林委員、お願いいたします。
- 小林委員 小林です。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 続きまして、須田委員、お願いいたします。
- 須田委員 須田です。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 続きまして、竹下委員、お願いいたします。
- 竹下委員 竹下です。よろしくお願い致します。
- 千田計画課長 続きまして、布山委員、お願いいたします。

音声が入っていないようでございます。もし、御意見があるようであれば、チャットなどでお知らせいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、八尾委員、お願いいたします。

- 八尾委員 東京都猟友会の八尾でございます。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 皆様、どうもありがとうございます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、事務局の幹部職員を紹介させていただきます。

まず、環境局長の栗岡でございます。

- 栗岡環境局長 栗岡です。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 続きまして、自然環境部長の和田でございます。
- 和田自然環境部長 和田です。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 続きまして、緑環境課長の松岡でございます。
- 松岡緑環境課長 松岡です。よろしくお願い致します。
- 千田計画課長 続きまして、水環境課長の清野でございます。
- 清野水環境課長 清野です。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 続きまして、緑施策推進担当課長兼緑化募金担当課長の青山でございます。
- 青山緑施策推進担当課長 青山でございます。よろしくお願いいたします。

- 千田計画課長 続きまして、森林再生担当課長の佐藤でございます。
- 佐藤森林再生担当課長 森林再生担当課長の佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 続きまして、自然公園担当課長の三浦でございます。
- 三浦自然公園担当課長 三浦です。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 続きまして、多摩環境事務所長の近藤でございます。
- 近藤多摩環境事務所長 近藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 同じく多摩環境事務所自然環境課長の上中でございます。
- 上中自然環境課長 上中です。よろしくお願いいたします。
- 千田計画課長 どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、傍聴の申出がございまして、ウェブで傍聴されておりますので、皆様にお知らせ申し上げます。

それでは、石井会長、審議会の開会をお願いいたします。

- 石井会長 石井です。

皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第149回「東京都自然環境保全審議会」を開会いたします。

本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。審議会運営要領第6によりこの会議は公開となっておりますので、ウェブでの傍聴を認めたいと思います。事務局は、傍聴人の入室をお願いします。

(傍聴人入室)

○石井会長 初めに、委員の皆様へのお願いとなりますが、本審議会は、都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査することを目的として設置されたものでありますので、本日の審議に当たりましても、自然の保護と回復を図るという観点から御審議をいただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

では、事務局より資料の確認をお願いします。

- 千田計画課長 事務局でございます。

承知いたしました。

事前に送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

資料1が、巴山興業(株)自社資材置き場及び屋外運動施設(パンダフィールド)建設事業についての資料となり、1-1が本事業の概要、1-2が自然環境保全計画書概要版、1-3が規制部会での議論、1-4が主な許可条件案【骨子】でございます。また、参考資料1

といたしまして、開発許可の手引をつけてございます。

これらの資料には、希少動植物種の確認位置等の生育・生息情報が掲載されており、この調査結果が公表されますと、生育・生息地への立入りや密猟等による影響が及ぶおそれがございます。そのため、資料の取扱いについては十分注意をお願いいたします。また、審議会終了後は適切に破棄していただきますよう委員の皆様にはお願い申し上げます。

続きまして、資料2が温泉関係の資料となります。2-1が墨田区堤通の温泉掘削、2-2が台東区千束の温泉動力の装置、2-3が八丈島八丈町中之郷の温泉掘削、2-4が大田区西蒲田の温泉掘削、それぞれの申請の概要となります。2-5がこの4件の許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容についてとなっております。また、これらに係る参考資料が参考資料2-1から2-4までございます。

資料3は、第13次鳥獣保護管理事業計画案で、3-1が概要、3-2が計画案となっております。

資料4は、第6期東京都第二種シカ管理計画案で、4-1が概要、4-2が計画案の本文、4-3が計画案の資料編となっております。

このほか、会議次第と委員名簿がございます。

また、傍聴者の皆様方には資料を都のホームページから閲覧いただけるようにしております。ホームページのURLは昨日、メールでお知らせしておいております。傍聴者の皆様方の資料につきましては、東京都情報公開条例の非開示情報に当たる希少動植物の位置情報については資料から削除させていただいております。委員の皆様にお配りしている資料とは異なることを御了解願いたいと存じます。

資料の説明は以上となります。

申し訳ございませんが、改めて、傍聴者の方も含めてですけれども、カメラとマイクについては、都庁の通信状況の安定性の問題からオフにさせていただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○石井会長 それでは、これより議事に入ります。

まずは、規制部会で御審議いただきました諮問第467号「巴山興業(株)自社資材置き場及び屋外運動施設(パンダフィールド)建設事業について」の審議を行います。

初めに、事務局から事業の概要と審議の経緯の説明をしていただき、その後、鈴木規制部会長から審議結果について御報告をお願いいたします。

まず、事務局より説明をお願いいたします。

○松岡緑環境課長 それでは、資料の説明をさせていただきます。

画面共有のほうがうまくいっていないようですので、お手元の資料を御覧いただければと思います。まず、資料1-1を御覧ください。

今回の事業概要をまとめてございます。

「1 事業概要」でございますが、本件は新規の許可申請となります。事業者は巴山興業株式会社、場所は八王子市宇津貫町と町田市相原町にまたがる場所です。事業区域の面積は約9万3000平方メートル、事業内容はサッカー場、駐車場、資材置き場等の設置です。

「2 主な経過」といたしましては、令和3年1月13日に審議会に付議いたしまして、規制部会をこれまで3回開催いたしました。

「3 敷地の現状」でございますが、市街化調整区域でありまして、事業区域の東側には国道16号と八王子バイパスが、西側にはJR横浜線が走っております。南東には八王子バイパスの鎌水インターチェンジが、南西にはJR横浜線の相原駅がございます。事業区域の北側には国道16号から分かれまして町田市道が接道いたしまして、西側には兵衛川が通過しております。区域面積の約8割はコナラ群落の落葉広葉樹林で、西側には地元住民による田んぼの学校が行われている湿地がございます。

「4 事業区域」でございますが、別紙1の図面を御覧ください。

事業区域は着色されている部分でございます。事業区域の北側で町田市道に接道しています。事業区域の北側には、駐車場と資材置き場、中央付近にサッカー場を建設する予定になっています。事業区域の西側には保全型ビオトープを整備いたします。ここでは、現在、田んぼの学校が行われておりますが、それを継続するとともに、図面に記載の動植物の保全をいたします。また、ヨシ群落の保全管理区といたしまして、外来種であるセイタカワダチソウ群落の除去ですとか、低茎湿性草地、小水域を創出いたします。また、事業区域の南側にはかつて田んぼが存在した部分に、創出型ビオトープといたしまして、新たに湿性地を整備いたします。

調整池Aや調整池Bに隣接いたします黄緑色の部分でございますが、こちらは盛土になってございまして、のり面には播種や植樹を行い、また、小段には植樹を行って緑化いたします。植樹に使用いたします苗木は地域性種苗といたしまして、事業地あるいは近隣の樹木のドングリから育成する、あるいは山取りを行うといった形になります。

事業区域西側及び東側の濃い緑色の部分ですが、残留緑地となります。現況はコナラやホ

オノキ、ミズキなどの落葉広葉樹林、スギやヒノキなどの植林、モウソウチクによる竹林などでございますが、これらを保全するとともに、一部コナラ群落への林相改良を行います。

ヤマザクラにつきましては、事業区域北側に2本根株移植を行います。東側には1本移植を行います。これらに新規の植樹を加えまして、サクラ広場やサクラ並木を形成いたします。

続きまして、別紙2の図面を御覧ください。

盛土につきましては、3つの大規模な谷埋め型の盛土を造成いたします。この図では、盛土の構造を示すため、右側に断面図を記載してございますが、A-A'断面とB-B'断面は盛土高が23メートルで、左側の平面図で言いますと青い線で示してございます。1-1'断面でございすけれども、盛土高は28メートルとなっております、左側の平面図の赤い線で示してございます。図面上部に記載のとおり、のり面勾配は30度以下とし、盛土高3メートルごとに幅1.5メートル以上の小段、盛土高15メートルごとに幅3メートル以上の小段を設置してございます。

本件は令和3年10月1日の自然保護条例施行規則改正前に申請されたものでございますので、改正前の規則の基準や審査基準が適用されますが、いずれの盛土も基準を満足してございます。

図面下部には盛土の表流水及び地下水の排水計画を1-1'断面を例に記載してございます。表流水は、この図面では分かりにくいのですが、水平側溝から縦排水溝に集めて、それを調整池に導水いたします。盛土内の浸透水ですが、図面の細い斜線で記載された水平排水槽を通しまして、それぞれ3本記載されていると思いますが、立坑のほうに導水し、最下段の排水層から調整池へ導水いたします。また、谷筋からの湧水につきましては、埋設管を通じまして最下段の排水層に集水し、調整池へ導水いたします。

次に、地盤の安定性でございますが、原地盤と盛土とともに改良することによりまして、3断面ともに安全基準をクリアしてございます。仮に、地下水位が盛土の2分の1まで上昇したといたしましても、安全率の基準である常時1.5以上、地震時で1.0以上のいずれも満足してございます。

資料1-1にお戻りください。

「5 自然環境調査の結果（概要）」ですが、希少植物種及び希少動物種の調査結果は表に記載のとおりでございます。大径木につきましては、150センチメートルの高さで幹周りが150センチ以上あるものを大径木としてございますけれども、事業区域内には71本確認いたしました。

「6 自然環境保全計画書の概要」です。配慮事項の欄は、自然環境保全条例施行規則で定めます許可基準の要件となっております。まず、自然環境への配慮全般の項目ですが、主な配慮の内容としては、残留緑地につきましても、基準である区域面積の30%以上を上回る約41%の緑地を残す計画としてございます。また、残留緑地やビオトープは住民との協働の下で行う計画としています。

次に必要最小限の土地の形質変更の項目ですが、盛土高28メートルと23メートルの大規模盛土を造成するものの、事業地全体では緩やかな勾配といたしまして、地形に順応させたものとなっております。また、この場所は、緑のフィンガープランの対象地域でございますが、単位面積当たりの盛土量及び切土量の合計であります土工量の指標として、1平方メートル当たり4立米という基準がございしますが、本件は1平方メートル当たり3.68立米でございまして、周辺の地形に順応させたものとなっております。

次に、土砂崩落対策と汚濁水対策の項目ですが、先ほど別紙2でお示ししましたとおり、盛土1段の盛土高を3メートルといたしまして、必要な犬走りを設けますとともに、原地盤や盛土材の改良を行って、盛土の安全性を確保してございます。表面排水や地下浸透水の排除を適切に行うとともに、調整池を2か所設置いたしまして、河川への放流量を調整してございます。盛土の改良土からはアルカリ水や六価クロムの溶出懸念がありますため、放流水は基準適合を確認した上で、基準を満足しない場合にはアルカリ処理等を行ってから放流することとしてございます。

次に、雨水の地下浸透の項目でございます。先ほど申しましたとおり、事業区域の約41%を残留緑地としているため、雨水の地下浸透が促される計画となっております。

続きまして、行為地内の土壌の植栽利用の項目でございしますが、造成で発生いたしました表土は一時的に保存することといたしまして、植栽緑地の客土として利用することとしてございます。

次に、動植物の生息・生育への配慮の項目です。希少動植物で生息地が改変される個体は移植するとともに、キンラン等の移植が難しい種は播種や定期的モニタリングを実施することとしています。水生生物や陸産貝類等の移動能力が小さい希少動物種で生息地が改変される個体につきましては、ビオトープ等に移動することとしてございます。

次に、緑地基準の遵守の項目ですが、緑地面積の基準が区域面積の50%以上であるところ、本件地は約60%としてございます。また、残留緑地面積の基準は30%以上であります。本件地は約41%を確保しているところです。

最後に、既存木の保護検討の項目ですが、先ほど申しましたとおり、大径木は71本ありますが、うち32本は残置いたしまして、1本は移植し、2本は根株移植するため、35本を保全することとしてございます。伐採するのは老齢の木や直根性で根が曲がっているものなど、移植に堪えないものだけを伐採することとしてございます。

次に、規制部会での議論について説明させていただきます。資料1-3を御覧ください。

まず、希少動植物の保全の項目ですが、ランヨウアオイの個体の改変を減らし、現況保全率を50%まで高められないかという御意見につきましては、当初の計画を見直しまして、現況保全率を3分の1、残り3分の2を移植するのですが、うち半分は地元有識者の協力によります移植管理により確実に保全できるようにいたしました。続きまして、ホトケドジョウについて1メートルの水深が必要ではないかという御意見につきましては、管理を行う子供の安全性に配慮し、水深50センチメートルのままとしてございます。

続きまして、調整池の容量の再算定の項目です。強雨の際に事業地の背後地から事業地へ流れ込む表流水を調整池容量に加えるべきではないかという御意見につきましては、調整池容量に加えることといたしました。地盤改良してございます盛土のり面の植栽緑地の流出係数は、舗装面の0.9より大きくして調整池容量を計算すべきではないかという御意見につきましては、そのように再計算をいたしまして、調整池の容量を当初計画より大きいものといたしました。また、保全型ビオトープの水が枯渇しないよう、北側の水路や調整池Aからビオトープに水を供給するパイプやポンプを整備いたしました。

次に盛土の安定性の確保の項目です。改良土の強度が経年劣化した際に盛土が崩れる可能性に対する御意見につきましては、都への報告期間終了後も事業者は動態観測を継続いたしまして、劣化したとすれば対策工を実施することとしてございます。盛土の改良にセメント量4.5万トンを使用することに対する御意見につきましては、盛土のり面への植栽による景観上の配慮、セメント攪拌の工法を見直しまして、使用するセメント量を減らすこととしてございます。

次にセメント改良による水質悪化の低減の項目ですが、改良土が劣化した場合のpHの上昇に対する御意見につきましては、調整池内で炭酸によるアルカリ調整を行うこととし、水質が安定するまでは事業区域内外での水質調査を行うこととしてございます。

最後に、保全型ビオトープの水源の確保の項目でございますが、保全型ビオトープの水源は盛土を行う北側の谷から地下水の流入も考えられるので、地下水モニタリングを検討すべきではという御意見につきましては、観測井を設けてモニタリング調査を実施することとし

てございます。

以上で説明を終わります。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、審議結果について鈴木規制部会長から御報告をお願いいたします。

○鈴木部会長 鈴木でございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、私のほうからは規制部会での議論について総括させていただきます。

本案件の規制部会での審議については、前期2回、今期1回合わせて3回行ってまいりました。前期につきましては、下村先生が部会長を務められており、今期は私がそれを引き継ぎました。

先ほど、事務局からも説明がありましたが、本案件には大きく2つの課題があったと思います。1つ目は、造成による大規模な盛土の安定性の確保、それにまつわる水の挙動という土木的な課題であります。2つ目は、ランヨウアオイを代表とする里地里山の希少種の保全という自然環境的な課題であります。

盛土の安定性については、本案件が昨年10月に改定した許可基準が適用されない案件なのですが、盛土材の改良や盛土内に雨水を浸透させない排水計画を十分に審査しています。これについては、地盤工学、水文学の御専門である竹下先生と山中先生に御意見をいただきました。

また、里地里山の希少種の保全については、ランヨウアオイの自生地をできる限り保全するために、計画案の見直しを求めたり、保全型ビオトープの水量が低下しないかについてのモニタリングを求めたりしています。その結果、本案件については、希少種の個体の保全だけでなく、生育環境そのものの保全にも注力するものとなっています。これについては、植生学、生態学の御専門の小林先生と井本先生に御意見をいただきました。

加えて、事業を継続させるためには、採算性の課題も重要です。本事業のイニシャルコストとランニングコストについては、環境経済学の御専門の田島先生から妥当な内容となるよう御意見をいただきました。

本事業は、自然度の比較的高い土地での開発ですが、仮にこの土地が細かく分割されて個別に開発されてしまえば、希少種・重要種などはその存在すら気がつかれないまま消滅したと思います。このような案件について、基準を満たしてはいてもさらに環境改善をいかに減らすかという観点から、専門の先生方から具体的かつ、かなり厳しい意見が出まして、事業

者の方も再調査、再検討、プランの再提示とこういう形で何回もやり取りがありました。こうした様々な議論を踏まえて、規制部会としては許可条件を付した上で、許可相当であるという結論に至りました。

ただ、私個人としては、本案件はスタートラインに立ったばかりではないかという気がしています。なぜなら、本案件の計画がこの本審で御承認いただけたとしても、計画どおりに盛土や排水の施工を行い、希少種の移植等を実施する実施段階こそが重要だからだと思います。

東京都環境局の担当においては、計画どおりに実施できているかどうか、実施計画書や実施報告書での確認をしっかり行っていただきたいと思います。この自然審には環境アセスメントのような事後調査、フォローアップの場がありませんので、東京都環境局にはこの辺の指導をしっかり行っていただくことをお願いいたしたいと思います。

以上、私からの規制部会の審議結果の報告を行いました。よろしく御審議ください。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

続いて、事務局より許可条件の案について説明をお願いします。

○松岡緑環境課長 それでは、許可条件案について説明させていただきます。資料1-4を御覧ください。

最初に個別案件ごとに条件として付します特記条件でございます。全般的事項といたしまして、自然環境保全計画書の内容等を踏まえ、希少な動植物の保全に留意するとともに、新たに確認された場合は都に報告し、対策を協議すること。

次に、希少植物種の保全と希少動物種の保全につきましてですが、実施計画書を作成し、都と協議することとしています。

希少猛禽類への配慮につきましては、モニタリング調査を実施し、生息への影響がないように配慮すること。劣化がありましたら、作業の中止など適切に対応し、都に報告するとともに専門家の助言を踏まえて都と協議することとしています。

ビオトープにつきましては、保全型ビオトープは地下水等のモニタリング調査を実施し、地下水等の供給が不十分な場合には、水の供給について適切に対応し、都に報告すること。

残留緑地、植栽緑地、湿性緑地等の管理につきましては、実施計画書を作成し、都と協議することとしています。

続きまして、モニタリング調査につきましては、調査計画書を作成し、都と協議すること

と、また、毎年度末に当該年度の調査結果と次年度の保全対策について都と協議することと。

切土・盛土、排水処理施設の施工につきましては、施工計画書を作成し、都と協議することとさせていただきます。

続きまして、全ての事業に共通いたします一般条件でございます。こちらは現在の開発許可の手引に掲載して、事業者の皆様等にあらかじめお知らせしてございます。そのうちの主なものといたしまして、一つは1メートル以上の特定切盛土は工事着手届に工事工程表を添付し、工種ごとの施工状況を確認できる写真等で都に報告すること。もう一つは、開発行為中などは危険防止及び事故防止のため、万全の措置を実施することなどを規定してございます。

以上で説明を終わります。

○石井会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま鈴木規制部会長及び事務局から説明があった事項について御意見をいただきたいと思います。発言の際は、冒頭に事務局より説明がありましたとおり、Teamsの挙手機能を使用して手を挙げていただきたいと思います。また、本日の質疑応答については、一問一答ではなく、ある程度御意見や質問をまとめて伺った上で、事務局にまとめて回答をしていただくことにさせていただきたいと思います。

それでは、御意見がある場合はお知らせ願います。

須田委員、お願いします。

○須田委員 須田です。よろしくをお願いします。

3点質問と意見と指摘があるのですが、まず1点目に質問としては、創成型ビオトープをつくる場所がBの調整池の下になりますね。その直下の域外の場外にホトケドジョウが取れていまして、しかもそれは場内で保全が図られる場所よりも個体群の規模が大きいように見えます。Bの調整池は結構大きなもので、多分そこに貯水した水がその場所に流れ込むと水温の変化とかがあると思うのですが、その辺の場外の直近に生息するホトケドジョウの個体群の保全についてはどう考えられているのかということが1点です。

2点目は意見なのですが、ランヨウアオイの保全を結構積極的に検討されていると思います。その中でも触れられてはいますが、ランヨウアオイは非常に地史に関係して分布が決まっている植物ですので、移植を行う際にも移植元の個体がどこに生育していたか、どこに生育していたものをどこに移植したのかということをしちんと記録に残して、それが将来にわたって確認できるように配慮していただきたい。

あと、直近にタマノカンアオイの個体群も存在しているのですが、この地域はタマノカンアオイとランヨウアオイが混生分布をしている貴重なエリアなのですけれども、尾根とか谷とかで詳細に見ていくと、それぞれに孤立したそれぞれの種だけの生育地を確保しているのです。それが混じらないように配慮していただきたい。それは計画書を見ても混じらないように移植計画が立てられていると思いますので、そのとおりにやっていただければよいかなと思います。

3点目は指摘なのですが、資料でいうと1-2の表の3-5-3-3に、創外型ビオトープの期待できる動植物という表があると思うのですが、利用が期待される動物例の中に開放水面にサラサヤンマとかヒメアカネがあるのですが、これは種生態として開放水面を利用しないトンボなのです。なので、この環境区分だと恐らくヒメアカネは湿性草地ですし、サラサヤンマはハンノキとかタチヤナギが生えるような湿性林の生き物になると思います。あと、全体として計画書はよく検討されていますので、なおさらこういう部分が目立ってしまいますので、最後に詳細なこういう部分の細かな検討もきちんと見直されるとよいかなと思います。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

そのほかは特に御意見はよろしいでしょうか。

石川委員、御意見をお願いします。

○石川委員 委員の石川です。

私も部会のほうで参加させていただいて、審議をいろいろ聞かせていただきました。自分でも何回か見直したのですが、少し角度を変えて自分の考えなり指摘をさせていただければと思います。

本開発ができた場合、ある程度自然を保全するわけなのですが、最大のリスクは何かというと、事業者の経営が悪化して保全に関する予算が減ってきた場合に、今とか開発された時点ではいいかもしれませんが、何年後かに経営悪化によって劣化してしまう場合も十分にあり得るのです。仮にそういった場合、開発のときに財務諸表とかを出しても中長期の話ですので、そういったものはあまり当てになりませんので、自分自身も近場とか何かにつけてこういう情報に接した場合、ウオッチしたりモニタリングすることも意識はしていますが、何かあった場合、例えば取引情報とか風評とかで懸念点や心配点があった場合に、自然がきちんと保全されているかを担保するといったすべは、自分も都民としてはチェック

したほうが良いと思っておりますし、仕組みとしてあってもいいのかなと思っております。

以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

それでは、取りあえずここまでの御質問、御意見について事務局のほうから御対応願えますでしょうか。

○松岡緑環境課長 最初に須田委員のホトケドジョウの件でございます。現在、調整池Bの辺りにいるものにつきましては、新しく保全型ビオトープのほうに移設するというので、その際に個体とか水温につきましても考慮しながら行っていくことになるかと思えます。

それから、ランヨウアオイとタマノカンアオイの件につきましては、事業者のほうに先生の御意見を伝えさせていただきたいと思えます。

石川委員から御意見をいただきました経営の悪化の件につきましては、東京都の自然保護条例の制度におきましては、工事中につきましては東京都の制度の中で監視する。また、自然保護条例の特色といたしまして、工事終了後1年間に関しましては、その状況についての報告をいただくことになってございまして、そういった中で我々としては経営も含めてどのような状況になっているかは見守っていきたいと思っております。

以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

須田委員、石川委員、今のお答えで何かまだ少し伺いたいことはございますか。

それでは、石川委員、須田委員、追加でコメントをお願いします。

○須田委員 須田です。

了解しました。ホトケドジョウなのですけれども、場内で確認された個体はそのように保全されるかと思うのですが、私が気にしているのはBの隣接する場外にいる個体です。恐らくは場外なので直接的には関わりないかと思うのですけれども、恐らく調整池に水が入ってその水が直接場外の生息地に流れ込むことになった場合に、環境の変化はないかどうかを心配しているのです。計画書を見ると観測井などを設けて調査をされるようなので、もし影響が見られるようでしたら、開発の中に含めて対処されるようなことを考えられたほうが良いのかなと思った次第です。

あと、ランヨウアオイとタマノカンアオイについては、そのようにお考えいただけるのかなと思えます。計画書ではきちんと分けられているので問題ないかと思えますが、くれぐれも混じるようにして移植を行わないようにということだけをきちんと留意していただ

ればと思います。

以上です。

○石井会長 それでは、再びお答えいただくとして、石川委員、続けてお願いします。

○石川委員 石川です。

1年というのは条例とか部会の審議でおっしゃっていたのでよく承知しております。ただ、こっちとしても一番の懸念点なのは、経営悪化とか事業環境が変わって開発した土地を人手に売却することも割とあり得る話かと思うのです。だから、何年かしてから要因が変わって今の計画が大きく変化する場合は、こっちも委員になって最初の案件ですのでこれからも見守っていきたいとは思っているのですけれども、何かあった場合は部署のほうからお知らせして併せて見るなり、事業者に問い合わせるなり、そういった手だては十分にあり得るのでしょうか。

○石井会長 ありがとうございます。

須田委員から域外のホトケドジョウへの配慮についてと、石川委員からお話のあった中期的・長期的な見守りの仕組みについて御回答をお願いします。

○松岡緑環境課長 まず、須田委員からのホトケドジョウの関係でございますが、おっしゃるとおり、この近くでモニタリングを行ってございますので、実際には事業地外となりますと間接的な影響ということになります。万一そういう影響があったら何らかの配慮ができるかどうかにつきましては、事業者のほうに改めて申し伝えさせていただきたいと思っております。

石川委員からお話のありました工事完了後1年をさらに過ぎたらどうかということですが、本件は条例では、例えばほかの事業者に譲渡された場合でも、努力義務でございますが、譲渡された事業者が引き続き緑地を管理するようになっていくということが条例上決まっております。それに基づいて行っていただくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

取りあえずよろしいでしょうか。

そのほかの御意見がありましたらお願いします。

田尻委員、お願いします。

○田尻委員 日本野鳥の会の田尻と申します。

鳥類調査の結果において、オオタカですとかヨタカですとか希少な種類も見つかっているというところがありまして、2-1ページの表の2-1-2-2(3)調査時期というところ

ろがありまして、そこで希少猛禽類調査等の時期が書かれておりますけれども、春夏秋冬の4期1年間ということで、できれば2年やっていただきたいというのが希望としてございます。ですので、モニタリングをしっかりとさせていただいて状況の変化の把握に努めていただければと考えております。

以上、意見になります。

○石井会長 ありがとうございます。

事務局から何か特にコメントはございますか。

○松岡緑環境課長 猛禽類につきましては、2年間は調査してございますので、そういった意味では御安心いただければと思います。

また、おっしゃるとおり、この後、事業者のほうには引き続き私どものほうにきちんと報告するように申し伝えたいと思います。

以上でございます。

○石井会長 よろしいでしょうか。

そのほか、事務局のほうから御報告というかコメントがありますのでお願いします。

○千田計画課長 事務局の千田でございます。

欠席されております里吉委員から、本日午前中に本件に関しまして意見書の提出がありましたので、会長、この場で読み上げてもよろしいでしょうか。

○石井会長 お願いします。

○千田計画課長 それでは、読み上げさせていただきます。

東京における自然の保護と回復に関する条例の規定に基づく開発規制の制度は、現在及び将来の都民のかけがえのない財産である自然環境への影響を最小限にとどめるとともに、失われた自然の回復を狙いとしたものです。許可等の要件（規則第52条第1項、第2項）には、土地の造成、地表の舗装等土地の形質の変更が必要最小限であり、かつ地形に順応したものであることと記載されています。

事業用選定理由を読むと、巴山興業（株）は資材置き場を探しており、同時に青少年健全育成事業などにも力を入れており、広大な土地を探してこの場所を購入したとあります。しかし、現在計画している資材置き場とサッカー場をつくるのに一帯の場所が必要なのか。

この場所は東京の市街地に続く丘陵地です。雑木林を中心とする自然豊かな緑が残っています。希少植物の中には、八王子という地名の入ったハチオウジアザミやランヨウアオイなど23種、希少動植物はムササビ、猛禽類、ヘイケボタルなどの生息が確認されています。幹

周り150センチ以上の大径木が71本、極力残さなければならない方針ですが、現況保全できるのは33本、伐採対象は35本です。半分以上を伐採することになります。事業面積9万3000平方メートルのこの場所で、盛土高28メートル1か所、23メートル2か所の大規模盛土を造成し、20万立米の残土が持ち込まれます。

自然豊かな谷戸を埋め立ててまで、ここに資材置き場とサッカー場をつくる必要性は全く理解できません。猛禽類がすみ、ゲンジボタルが生息する貴重な自然を埋め立てる計画は認めることはできません。

意見は以上でございます。

○石井会長 ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

それでは、一通り御意見を伺ったようでございますので、ここで皆様にお諮りいたします。諮問第467号「巴山興業(株)自社資材置き場及び屋外運動施設(パンダフィールド)建設事業」について、本審議会として規制部会長の御報告のとおり、許可条件を付して許可相当であると認め、知事に答申したいと存じますが、よろしいでしょうか。異議のある方のみミュートを解除して、異議ありの御発言をお願いしたいと思います。

それでは、特に異議のある方がこの場ではいらっしゃいませんでしたので、諮問第467号「巴山興業(株)自社資材置き場及び屋外運動施設(パンダフィールド)建設事業」につきましては、本審議会として許可条件を付して許可相当であるということで答申をいたします。事後の手續については、事務局でよろしくお願いします。

○松岡緑環境課長 ありがとうございます。

今、いただきました御意見につきましては、事業者のほうに改めて伝えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○石井会長 次に移りたいと思います。

お願いいたします。

○千田計画課長 事務局の千田でございます。

先ほど、私どもの入室管理に不手際がございまして、2名の委員の先生の御紹介ができなかったものですから、途中で申し訳ないのですが、2名の委員の先生の御紹介をさせていただきたいと存じます。

濱中委員と松田委員、私どもの入室管理の不手際で冒頭の御挨拶ができませんでしたので、急でお二人には申し訳ないのですが、濱中委員、松田委員の順で一言御挨拶をいただかせ

んでしょうか。

まず、濱中委員、よろしくお願いいたします。

○濱中委員 むさし府中商工会議所の会頭をしております濱中と申します。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 ありがとうございます。

続きまして、松田委員、よろしくお願いいたします。

○松田委員 東京都議会議員自民党の松田でございます。部会での報告を基にあと2つ、温泉と鳥獣保護の審議にしっかりと参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○千田計画課長 ありがとうございます。

会長、引き続き審議のほどよろしくお願いいたします。

○石井会長 失礼いたしました。

次の議題になりますけれども、諮問第470号から第473号の温泉部会の案件について審議を行います。事務局からの説明の後、部会にて審議していただいた内容を益子温泉部会長から御報告をお願いしたいと思います。まず、事務局より説明をお願いします。

○清野水環境課長 水環境課の清野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の御説明をさせていただきます。

今回の諮問案件は温泉掘削が3件、温泉動力の装置が1件の合計4件でございます。御説明の流れといたしましては、まず、事務局よりお手元の資料2-1～2-4の申請概要を4件一括して御説明させていただきます。その後、益子温泉部会長より資料2-5の許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について4件一括して御説明いただきます。

なお、各資料の下に括弧書きで数字が書かれてございます。こちらの数字は温泉部会資料の通し番号となっております。資料の説明の際はこちらのページ番号でお知らせいたします。

それでは、(1) ページの資料2-1を御覧ください。

諮問第470号「墨田区堤通の温泉掘削について」を御説明いたします。

申請者は株式会社アトラ、目的は新規温浴施設の浴用に供給すること、申請地は墨田区堤通地内でございます。工事内容は掘削口径が248.8ミリメートル～151.0ミリメートル、深さは1,500メートル、施工方法はロータリー式垂直掘削です。温泉の利用計画ですが、既存倉庫をリニューアルして温浴施設への温泉供給をする予定です。揚湯量は日量49.25立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は所有者から利用許諾を得ております。周辺の概況としては、マンションや住宅、商業施設等が立地しています。また、周辺1キロメートル以内の状況については（2）ページの図2を御覧ください。申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しています。既存源泉はございません。水道水源井戸等配慮を要する井戸はございません。湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。（3）ページの資料2-2を御覧ください。諮問第471号「台東区千束の温泉動力の装置について」を御説明いたします。

申請者は梅澤商事合資会社、目的は公衆浴場に供給すること、申請地は台東区千束地内でございます。

当井戸の経緯ですが、地下水井戸として公衆浴場で利用されてきましたが、泉質を分析したところ温泉に該当したため、今回、温泉動力の装置について申請するものです。温泉井戸の概要としましては、深さは80メートル、泉温は17.7度、泉質名はカルシウム塩化物冷鉱泉です。

申請する動力は、出力は7.5キロワット、吐出口断面積は19.625平方センチメートル、吐出量は毎分300リットルです。揚湯量は1日65立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地です。申請地の概況としては、マンションや住宅が立地しており、温泉井戸の周辺は（4）ページの③のとおりです。また、周辺1キロメートル以内の状況については、（4）ページの図2を御覧ください。申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しています。半径1キロメートルの範囲において、申請地から約220メートルの地点に既存源泉があります。水道水源井戸等配慮を要する井戸はございません。湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。（5）ページの資料2-3を御覧ください。諮問第472号「八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」を御説明いたします。

本件は地熱発電での利用を目的とした温泉井戸の掘削となりますので、まず、一般的な地熱発電の仕組みについて御説明させていただきます。地熱発電では地下の熱エネルギーを利用して発電を行います。地上で降った雨は地下深部に浸透し、マグマ等によって200度以上にまで加熱され、地下深いところに地熱水の貯留層を形成します。地表からこの地熱貯留層まで井戸を掘ると蒸気混じりの熱水が噴出します。この井戸を生産井と言います。本申請は生

産井の掘削に関するものです。生産井から地上に取り出した蒸気や熱水のうち、発電に用いる蒸気を熱水と分離して、蒸気のみをタービンに送り発電します。

次に、八丈町の地熱発電利用事業について御説明させていただきます。八丈島においては、平成11年から東京電力が地熱発電事業を行っており、島の最大需要の約30%を賄う発電能力を有していました。この東京電力の地熱発電施設が更新時期を迎えました。一方、八丈町ではまちづくりの指針となる八丈町基本構想の中で、「クリーンアイランドを目指す町」を掲げ、再生可能エネルギーの活用に取り組んでいます。

平成26年には、八丈町地域再生可能エネルギー基本条例を制定しました。地熱の利活用を拡大するため、八丈島地熱発電利用事業を町の施策として取り組むこととし、東京電力の地熱発電所の敷地に新たな地熱発電所事業をプロポーザル方式により公募しました。そして、八丈町と協力しながら島内の地熱を活用する事業を実施する事業者として、オリックス株式会社を選定しました。八丈町とオリックスは平成29年3月9日に八丈島地熱発電利用事業に関する協定を締結し、事業を進めています。

本件は、昨年度の自然環境保全審議会において、生産井の掘削申請について許可相当との答申をいただいた案件と同じ場所での申請です。現在掘削中の生産井の能力が不十分であった場合に備えて、オリックスの事業実施会社であるORジオ八丈島株式会社から追加で掘削申請が行われました。

それでは、諮問第472号「八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」の申請概要の説明に入らせていただきます。

申請者はORジオ八丈島株式会社、目的は地熱発電用に産業利用すること、申請地は八丈島八丈町中之郷地内でございます。工事内容は、流出度の口径が320.4ミリメートル～215.9ミリメートル、深さは1,270メートルです。また、傾斜掘削であり、掘削する長さは1,300メートルとなります。施工方法はロータリー式掘削です。

温泉の利用計画ですが、出力4,444キロワットを予定する地熱発電施設における発電に用いる予定です。水蒸気が噴出されると想定されており、産出量は1時間当たり32.6トンを予定しております。なお、この数値は既に掘削許可を得て、現在掘削中の生産井と合算した値です。

申請地周辺の状況でございますが、土地は東京電力パワーグリッド株式会社の所有の土地ですが、申請者は使用の許諾を得ております。周辺概況としましては、平成31年度に発電を終了した東京電力パワーグリッド株式会社による地熱発電所の跡地です。また、掘削開始地

点は、現在掘削中の生産井の掘削地点から約10メートル離れた地点です。

周辺1キロメートル以内の状況については、(6)ページの図2を御覧ください。本申請地点を星、既存源泉を赤の四角、湧水を青の丸、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。既存源泉が同敷地内にありますが、こちらは東京電力パワーグリッド株式会社が地熱発電利用に用いていた生産井であり、東京電力パワーグリッド株式会社から本掘削について合意を得ております。また、既存源泉は埋め戻し作業が完了し、今後、廃止届が提出されます。水道水源井戸等特別に配慮を要する井戸はございません。半径1キロメートルの範囲内に湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

次の案件に移ります。(7)ページの資料2-4を御覧ください。諮問第473号「大田区西蒲田の温泉掘削について」を御説明いたします。

申請者は株式会社くらしの友、目的は新設ホテル内の温浴施設の浴用に供給すること、申請地は大田区西蒲田地内です。工事内容は掘削口径が100.8ミリメートル、深さは200メートル、施工方法はロータリー式垂直掘削です。温泉の利用計画ですが、新規宿泊施設への温泉供給です。揚湯量は日量66.1立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地です。周辺の概況としては、東急蒲田駅近隣で、周辺はマンションや商業施設等が立地しています。また、周辺1キロメートル以内の状況については、(8)ページの図2を御覧ください。申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しています。既存源泉は6か所ございます。一番近いところで申請地から約300メートルの地点に既存源泉がございます。水道水源井戸等配慮を要する井戸はございません。湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

以上、今回、御審議いただく4件の諮問案件についてまとめて御説明させていただきました。

○石井会長 ありがとうございます。

次に、審議結果について、益子温泉部会長から御報告をお願いいたします。

○益子部会長 温泉部会長の益子でございます。よろしくをお願いいたします。

これから御説明いたします諮問第470号～第473号の4件については、令和3年12月16日の第2回温泉部会において審議を行いました。私から資料2-5の許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について御説明いたしますが、その前に温泉法の許可基準について

御説明いたします。

温泉法は、貴重な資源である温泉の保護を図ることを目的としております。このため、温泉掘削等の許可に当たっては、高度な専門知識を要するものであるため、審議会等の意見を聞くこととしております。温泉法の許可基準としましては、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼすと認めるとき、掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術上の基準に適合しないもの、公益を害するおそれがあると認められるとき、こういったことのほかは許可を与えなければならないとなっております。

東京都では、このうち温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないことの2つの許可基準について審査基準を2つ設けております。1つ目の審査基準については、(11) ページの参考資料2-1を御覧ください。当基準は島嶼部と山間部を除く地域において、掘削深度に応じた制限距離以上を既存源泉から取ることとしております。

2つ目の審査基準については、(12) ページの参考資料2-2を御覧ください。当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、吐出口断面積及び1日の揚湯量の上限を定めています。23区の低地部においては、吐出口断面積を6平方センチメートル以下及び1日の揚湯量を50立方メートル以下としており、その他の地域においては、吐出口断面積を21平方センチメートル以下及び1日の揚湯量を150立方メートル以下としております。

また、審査基準と別に指導基準を設けております。(13) ページの参考資料2-3を御覧ください。これは温泉掘削動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて、当審議会の温泉部会で取り決めたものです。申請地の周囲1,000メートル以内に水道水源井戸や区市町村が配慮を要するとしている湧水があるかを調査し、温泉掘削や揚湯による影響のおそれがあるかを検討するという内容であります。

それでは、(9)～(10) ページの資料2-5により、各審議案件の温泉掘削許可基準の適合状況と温泉部会での審議内容について御説明申し上げます。

まず、(9) ページの上段に記載の諮問第470号「墨田区堤通の温泉掘削について」ですが、1の許可基準の適合状況のうち、(1)の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用については、当温泉の掘削深度は500メートルを超えることから、周辺の既存源泉との距離が1,000メートル以上であることが基準となりますが、1,000メートル以内に既存源泉は存在しないため、当基準に適合していることを確認いたしました。(2)の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについては、当該申請地の周囲1,000メートル以内には配慮を要する井戸

や湧水は存在していません。(3)の温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うことについては、温泉掘削時には温泉法施行規則で定められている可燃性天然ガスの対策に関する基準を遵守する必要があります。当該申請は敷地境界から掘削地点までの8メートルの距離の確保、ガス噴出防止装置の設置など、温泉法等に基づき適切に措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

続いて、2番の温泉部会における審議内容につきましては、近隣にマンションがあるため、出入り口などにおける住民の安全対策や可燃性天然ガスに十分に配慮することといった意見があり、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、墨田区堤通における温泉掘削について許可相当と判断いたしました。

次に、(9) ページ下段に記載の諮問第471号「台東区千束の温泉動力の装置について」ですが、1の許可基準の適合状況のうち、(1) 温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用については、当該温泉の深度は80メートルのため、制限距離は200メートルになりますが、周囲200メートルには既存源泉は存在せず、基準に適合していることを確認いたしました。(2)の温泉動力の装置の許可に係る審査基準については、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。(3)の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについては、当該申請地の周囲1,000メートル以内には配慮を要する井戸や湧水は存在していません。

以上から、本申請の内容は基準に適合していることを確認いたしました。

2の温泉部会における審議内容につきましては、療養泉である特徴を踏まえ、モニタリング頻度を上げたり、電気伝導率やpHも測定したりすることが望ましいなどの意見があり、これについては事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、台東区千束における温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

続いて、(10) ページ上段に記載の諮問第472号「八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」を御説明申し上げます。

1の許可基準の適合状況のうち、(1)の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用については、当該申請は指定地域外であるため、制限距離等の基準は適用されません。(2)の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについては、当該申請地の周囲1,000メートル以内には配慮を要する井戸や湧水は存在していません。(3)の温泉法に定める可燃性

天然ガスの対策を行うことについては、当該申請では、敷地境界から掘削地点までの3メートルの距離の確保、可燃性天然ガスの測定など、温泉法等に基づいた適切な措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

2の温泉部会における審議内容についてですが、当計画は地熱発電事業に関するものです。他の案件も含めて、当部会には地熱発電を専門とする委員もいる中で審議しております。本件は、東京電力が近年まで同程度の規模で地熱発電を行っていた場所で既に実績があること、また、昨年度に同じ場所で生産井の掘削を許可して掘削申請に問題はないと考えられます。その上で、掘削を行う場合には、八丈町と十分に協議の上、協議会を設置すること、町や住民との情報共有をしっかりと行うことといった意見があり、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について、許可相当と判断いたしました。

最後に(10) ページ下段に記載の諮問第473号「大田区西蒲田の温泉掘削について」を御説明します。

1の許可基準の適合状況のうち、(1)の温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用については、当温泉の掘削深度は200メートルのため、周辺の既存源泉との距離が200メートル以上であることが基準となりますが、周囲200メートルに既存源泉は存在せず、基準に適合していることを確認いたしました。(2)の温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについては、当該申請地の周囲1,000メートル以内には、配慮を要する井戸や湧水は存在しておりません。(3)の温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うことについては、当申請では、敷地境界から掘削地点までの8メートルの距離の確保、ガス噴出防止装置の設置など温泉法等に基づき適切に措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

2の温泉部会における審議内容につきましては、可燃性天然ガスが多く出る場合や将来的に井戸のしゅんせつなどのメンテナンスを行うことを考慮して、建物の建築計画を立てることといった意見があり、事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では大田区西蒲田における温泉掘削について、許可相当と判断いたしました。

以上で私からの報告とさせていただきます。

○石井会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明と温泉部会長からの部会報告を踏まえて審議をお

願いたします。発言のある方はTeamsの機能で挙手をお願いします。こちらの場合も、御意見と御質問をまとめて伺って、事務局にまとめて回答をしていただくことにしたいと思えます。

それでは、御質問、御意見ををお願いします。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木部会長 鈴木です。

472号について質問が3点あります。1つ目は、既存の発電用の生産井というのは何年ぐらい使われていたのかということ。2つ目は、他に発電以外の熱利用はあるのかどうか。3つ目は、発電が終わった熱水蒸気は還元井に戻すのかどうか、その比率がどのくらいかを教えていただきたいと思えます。

以上です。

○石井会長 ほかにはございませんね。

それでは、事務局からお答えをお願いします。

○清野水環境課長 事務局でございます。

既存の生産井ということでございますが、東電の井戸ということでございますでしょうか。東電の井戸は、平成10年に稼働しまして、平成31年に発電所を廃止しております。ですので、約20年間使っていたという状況でございます。

2つ目の御質問はこの発電をほかに何か使うかということでございましたけれども、基本的には地熱発電でございますが、地元と協議をして地域振興に使うということも想定していると町のほうからは聞いております。

それから、熱水でございますけれども、蒸気でタービンを回して分離した熱は還元井で地下に戻すというところでございます。還元するのは、基本的には熱水は全て地下に戻すことになっております。

以上でございます。

○石井会長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木部会長 20年ぐらい使われていた。地熱発電で長いのはもう50年ぐらい使われているところもあるのですけれども、20年というところちょっと短いかな。大体駄目になるのは、管にスケールが詰まって熱水蒸気が出てこなくなるという形なのですけれども、維持管理をちゃんとしていただくのが必要かなと思えます。

地元で有効利用するというのは、よくあるのは温室とか温泉とか養殖とかいろいろな形で

熱源として使うのですけれども、その使用した後ももう一回地中に還元されるということであれば、資源の枯渇につながらないと思いますので、持続性があっていいと思います。

以上です。

○石井会長 それでは、安川委員、御意見、御質問をお願いします。

○安川委員 ありがとうございます。

今の鈴木委員の御質問へのコメントということで、東京都事務局さんからの回答に加えて、地熱の専門家としてコメントというか御回答の一部をしたいと思います。

八丈島の井戸は、八丈島の東電さんの発電所ができてから20年ということで、今まで20年使ってきたわけなのですが、今回新たに全部リプレイスするというので、今までのものは20年だったけれども、今度は新しく入れるということだと思います。ですから、20年でその井戸が駄目になったというわけではないと思います。

ただ、平均的なことを言いますと、日本の地熱の井戸の寿命は平均で10年ちょっとと言われております。長いものは本当に50年、100年と使えるのですけれども、場所によってはスケールの問題ですとか、実際にあまり生産できなくなってしまう、掘った場所が悪いとそうなるということもありまして、平均でいくと10年程度と言われておりまして、スケールの問題の場合はほかの井戸を掘り直すことになっておりますので、資源としては永続的に使えるけれども、井戸としては使えなくなる場合があるということだと思います。

あと、還元の問題は、生産したときに7割ぐらいが熱水でまた地下に戻す場合が多いようです。

以上です。

○石井会長 ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一通り御意見、御質問を伺ってお答えもいただいたと思いますので、ここで皆様にお諮りいたします。異議のある方はミュートの解除の準備をお願いします。

諮問第470号「墨田区堤通の温泉掘削について」、諮問第471号「台東区千束の温泉動力の装置について」、諮問第472号「八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」、諮問第473号「大田区西蒲田の温泉掘削について」につきましては、本審議会として温泉部会長の御報告のとおり許可相当であると認め、知事に答申したいと存じますがよろしいでしょうか。異議のある方は、異議ありの御発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、特に発言がありませんでしたので、繰り返しますが、諮問第470号「墨田区堤通

の温泉掘削について」、諮問第471号「台東区千束の温泉動力の装置について」、諮問第472号「八丈島八丈町中之郷の温泉掘削について」、諮問第473号「大田区西蒲田の温泉掘削について」、以上につきまして、本審議会として許可相当であるということで答申いたします。事後の手續については、事務局でよろしくお願いします。

○清野水環境課長 ありがとうございます。

○石井会長 続きまして、鳥獣部に付託しました諮問第468号「第13次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定について」と諮問第469号「第二種特定鳥獣管理計画（第6期東京都第二種シカ管理計画）の策定について」の計画案がまとまったとのことですので、御報告をお願いしたいと思います。

初めに、事務局から計画の概要を含め御報告いただき、その後で山崎鳥獣部会長よりその審議内容について御報告をお願いしたいと思います。

○佐藤森林再生担当課長 森林再生担当課長の佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画の案、第6期東京都第二種シカ管理計画の案がとりまとまりましたので御報告いたします。

まず、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画を資料3-1で御説明していきます。鳥獣保護管理事業計画でございますけれども、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法の規定によりまして、昨年10月に国が定めましたところの鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針に基づいて東京都が地域事情を勘案して定めるものでございます。また、後ほど御説明する東京都第二種シカ管理計画も同様に鳥獣保護法に位置づけられた計画でございます。

それでは、計画の内容につきまして簡潔に御説明します。

次期計画の期間でございますが、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年となっております。

鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項でございます。鳥獣の保護及び生息環境の保全を目的とする鳥獣保護区でございますけれども、本計画期間中におきましては、記載のとおり、いずれの鳥獣保護区におきましても新たな指定計画はなく、4地区の特別保護地区を含む計10地区については原則20年延長するとしておるところでございます。

鳥獣の人工増殖に関する事項でございます。本年3月に、オガサワラカワラヒワ保護増殖事業計画が農林水産省、国土交通省、環境省の連名で出されたことを受けまして、人工増殖

計画にオガサワラカワラヒワを追加しております。

次に、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項でございます。捕獲等の許可に当たりまして、許可基準の設定や考え方を示すものでございますが、この中で狩猟禁止鳥獣はツキノワグマでございます。東京におけるツキノワグマの推定生息数なのですけれども、調査結果によりますと、中央値約160頭となっております、関東山地地域個体群の中におきまして個体群水準3、危急地域個体群に該当するところでございます。近年の捕獲実績等も考慮いたしまして、生息数確保の観点から、次期計画におきましても狩猟禁止を継続することとしております。もちろん、住民の安全確保に向けた防除対策と有害鳥獣捕獲許可につきましましては、並行して実施してまいります。

また、ウミネコとムクドリ的生活環境被害を考慮しまして、予察捕獲表へ追加しております。特にウミネコにつきましましては、東京都レッドリストの留意種ということから捕獲は必要最低限とするよう、捕獲期間を繁殖期に限定、また捕獲対象をひな、卵に限定するなど明示してございます。引き続き、事前の対策の重要性につきまして、自治体と連携して住民の方への普及啓発に努めてまいります。

第5の特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限地域及び猟区に関する事項でございます。計画期間中に存続期間満了となります島嶼地区になりますけれども、6地区の期間につきまして10年間延長することとしております。

次に、特定計画の作成に関する事項でございます。後ほど御説明しますが、ニホンジカにつきまして引き続き第二種特定鳥獣管理計画を策定することとしております。

次に、鳥獣の生息状況の調査に関する事項でございます。こちらにつきましましては、継続して調査を実施することとしておりまして、調査対象保護区と調査年度を更新しております。ツキノワグマ・ニホンカモシカ・アカガシラカラスバト等の生息状況調査、あるいは、ガン・カモ・ハクチョウ等の越冬状況を把握する一斉調査などといった調査を実施することとしております。

8番、鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項でございます。鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護管理推進員を適切に配置するとともに、担い手確保及び育成の方針を明示しております。今後、狩猟免許更新講習会等の機会を捉えまして情報を発信するなど、狩猟者の確保に努めてまいります。

最後になりますが、その他でございます。傷病鳥獣救護の基本的な対応につきまして、保護すべき種、保護の対象から外す種が明確になるよう定義いたしました。また、鳥類の鉛中

毒の発生防止としまして、基本指針を踏まえて取組を強化するとしております。

また、大型獣類の市街地出没への対応としまして新たに項目を追加しております。生息状況調査の実施でありますとか、対象獣類の生態の把握、出没時の対応の検討と記載してございます。今後、対応マニュアルの作成などを進めてまいりたいと思っております。

今後のスケジュールでございますが、パブリックコメント、関係部局への意見照会等を踏まえまして、計画の最終案を作成し、3月下旬に鳥獣部会、本審議会でご改め御審議いただき、答申をいただければと思っております。

以上で、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画案の要点の御説明とさせていただきます。

引き続きまして、第6期東京都第二種シカ管理計画について御説明します。資料4-1の概要で御説明します。

まず、計画策定の背景及び目的でございます。平成16年の大規模な表土流出発生をきっかけとしまして、平成17年に東京都シカ保護管理計画を策定し、シカ対策を進めてきたところでございます。これまでの取組によりまして、一定程度シカの密度低下が見られている地域もありますけれども、都内全域としましてはシカの生息数が依然として高い水準にあるというところから、引き続き第6期東京都第二種シカ管理計画を策定してまいります。

管理すべき鳥獣の種類はニホンジカ、計画の期間につきましては令和4年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

計画の対象としている区域でございますが、図にお示ししております6市町村でございまして、A、B、Cのエリアに区分してございます。この中で今回この場所でございますが、明治の森高尾国定公園及び都立高尾陣場自然公園の区域を追加してございます。

現状と課題ですが、図2にありますとおり、シカの分布域は東や南へ拡大しているところです。また、図3のベイズ法による推定生息数になりますけれども、全域3,000頭～3,500頭で横ばいというところでございます。Aエリアの奥多摩については減少してきている部分がございますけれども、Bエリア、Cエリアにつきましては増加傾向でございます。雲取山のような高標高の域に生息密度が高い部分があることが分かっておりますというところと、これらの区域には十分な捕獲圧がかけられていないと考えております。

また、これまで区域外であった高尾山周辺でも近年センサーカメラに写り込むシカの確認頻度が顕著に増加していることを把握しているところでございます。

計画の目標でございますが、生息数と生息範囲の適正化です。長期的な目標としまして、Aエリアはキロ平方1頭～3頭、B・Cエリアにつきましては同じくキロ平方0頭～1頭に

していくという密度でございます。生息頭数としては400頭。生息範囲でございますが、先ほどの図2に「H16の分布東端線」とございますけれども、ここの黒い線の西側に押し戻したいというところでございます。また、そこに至るまでの段階的な目標といたしまして、第6期、第7期の10年間で長期目標の上限、Aエリアであればキロ平方3頭、Bエリアは1頭、Cエリアは0.5頭を目指していくと考えております。また、第6期におきましては、現状の密度と上限のおおむね中間を目指すという形で設定してございます。

森林生態系の回復・保全でございますが、様々な対策を講じることで良好な森林生態系を回復するとしております。また、農業被害の軽減でございますが、一定の対策効果は得られていると考えておりますけれども、個体数抑制だけではなく、様々な防除対策を行うことで、農地及び造林地周辺のシカの定着を防止して、農林業被害を軽減するとしていっているところです。

主な取組でございますが、個体数管理としての管理捕獲の推進です。都内全域で捕獲圧を強めていく必要があると認識しておりまして、まず、市町村が行う捕獲、いわゆる猟友会の捕獲でございますが、農林業が行われている区域を中心に実施、そして全てのエリアで着実に個体数を減少させていくために、都としましては市町村捕獲の支援を強化としております。

また、②の都が行う捕獲でございますが、生態系保全の観点から、雲取山一帯など地形が急峻などアクセスがなかなか難しいといった理由で捕獲が十分でない高標高域の自然性の高い地域、あるいは高尾山一帯など特に自然環境保全上重要な地域で捕獲を実施していきます。また、地形が急峻、生息密度が低い中での捕獲という悪条件下の中での着実な捕獲、作業に関わる各種データ収集や考察など、フィードバックの部分も重要な目的と考えておりまして、これらの目的にかなう作業には高度な知見と技術が求められるところから、指定管理鳥獣捕獲等事業として実施すると考えております。

狩猟規制の緩和でございます。現在も実施してございますけれども、奥多摩町、青梅市、檜原村におきまして、狩猟期間を2月末日まで延長としております。また、担い手の確保としまして、捕獲の担い手確保に向けて狩猟免許取得者が捕獲数増に貢献できるような働きかけなど、市町村や地元猟友会と連携して実施してまいります。

生息環境管理でございますが、森林再生事業、森林整備補助事業等を活用しまして、均衡が取れた森林生態系を回復・保全、また、耕作放棄地や草地などの管理を徹底して、シカが依存しにくい環境を整備することとしております。

被害防除でございますが、自然公園特別地域等の区域において植生保護柵を設置、ワサビ田等への侵入を防ぐ侵入防止ネット等を設置、造林対象箇所を適切に選択し、原則として防

護柵を設置などとしております。

最後になりますが、シカの生息状況や生息環境について、引き続き継続的にモニタリングを実施してまいります。

今後のスケジュールでございますが、先ほどの鳥獣計画の案と同様に進めてまいりますところでございます。

以上で第6期東京都第二種シカ管理計画の御説明を終わります。

○石井会長 ありがとうございます。

続きまして、山崎鳥獣部会長から部会での審議の状況について御報告をお願いいたします。

○山崎（晃）部会長 東京農業大学の山崎です。

これまでの審議の状況について御報告をさせていただきます。

鳥獣部会では昨年の6月からこれまで3回の部会を開催して審議を行ってきたところです。両計画とも事務局から提示された計画案から大きく変える必要はなく、妥当であるという判断をいたしました。ただ、個別に議論になった部分や意見などがありましたので、それらについてこれから御報告いたします。

まず、1つ目の諮問第468号「第13次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定について」です。部会での主な意見は次のようになります。1つ目ですけれども、鳥獣保護区の設定における動物の移動の経路である生息地回廊の必要性についてです。議論する中で、大型哺乳類より中小の哺乳類のほうが生息地の分断化による影響を受けるので、その視点の検討が必要との意見がありました。

事務局で文献などを当たってみたところ、中小の哺乳類についての生息の分断化が顕在していることを確認いたしました。しかし、主要な生息地である山地部樹林と孤立した林の間には、既に国道あるいは市街地が存在していますので、山地部樹林からの連続性を確保することは困難であることが分かりました。また、実態としてニホンアナグマ、ムササビを含む中小型の哺乳類の生息状況、生息環境に関して、十分に知見が得られていないことから、都としてはまず地域ごとに種の保全に関する方策を検討し、中小の哺乳類の生息状況、生息環境に関する情報収集に努めていくという方針で、部会としてもそれについては了承したところであります。

次に、ツキノワグマの狩猟禁止の継続についてです。方針について部会としては了解ですけれども、次の事業計画に向けて狩猟あるいは管理をどう考えていくかということを経査して、これからの5年間でしっかり御議論いただきたいとの意見がありました。また、山梨県、

埼玉県などの隣接する地域と捕獲数を調整して、管理していくようなシステムについても考えていただければとの意見がありました。

次に、錯誤捕獲についてです。クマやカモシカのような大型獣は錯誤捕獲の情報が比較的把握されやすい部分があるのですけれども、中型哺乳類などの錯誤捕獲もされる可能性があります。それらについてもできるだけ情報収集をする仕組みがあるとよいとの意見がありました。

次に、野生鳥獣の保護及び管理の担い手の育成についてです。狩猟を含め捕獲者となる担い手不足が問題となっていますが、やみくもに捕獲者を増やせばいいというわけではなく、鳥獣の管理に資するという視点が重要であり、担い手の育成は少数精鋭でもいいという意見がありました。また、地元猟友会とは調整を十分にされたいとの意見もありました。

以上が第13次東京都鳥獣保護管理事業計画策定の主な意見となります。

それぞれ、事務局からは意見を踏まえ、今後検討を進めていくことが回答としてあったということです。

次に、2つ目の諮問である第469号「第6期東京都第二種シカ管理計画の策定について」です。同様に主な意見を報告させていただきます。

まず、シカによる農業被害に対して、農林水産部局と協力して継続してほしいという意見がありました。事務局からは、引き続き農林水産部局と連携して対応を進めていくとの回答がありました。また、石尾根にある鷹ノ巣山は下層植生がなくなって、スズタケも消えており、ウグイスやコルリが減少し、托卵するホトトギスも減っているなど、シカによる影響が野鳥の生息にも及んでいるとの情報提供がありました。また、奥多摩地域ではシカが減っているのですが、隣接県と協力して管理を進めないと、少ないほうにシカが流れてしまうのではないかといった意見もあり、事務局から引き続き隣接県との情報共有あるいは共同捕獲を進めていくとの回答がありました。

以上で鳥獣部会での審議経緯についての報告を終えさせていただきます。

○石井会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御報告いただいたことを踏まえて、御質問、御意見を伺いたと思います。鳥獣保護管理事業計画とシカ管理計画について、まとめてお伺いしたいと思います。御意見がある方はお知らせ願います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問等ないようですので、諮問第468号「第13次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定について」、諮問第469号「第二種特定鳥獣管理計画（第6期東京都第二

種シカ管理計画)の策定について」の計画案をこのまま進めていくということで御了承いただいたものとさせていただきたいと思います。

引き続き、答申に向けて鳥獣部会での御審議をお願いいたします。特に事務局からございませんか。

○佐藤森林再生担当課長 どうもありがとうございました。

○石井会長 よろしいでしょうか。

以上で、本日予定されていた全ての議事は終了いたしました。

そのほか、事務局から連絡事項など何かありますでしょうか。お願いします。

○千田計画課長 事務局の千田でございます。

委員の皆様、長時間にわたり御審議ありがとうございました。

最後に、お忙しい中、途中から参加していただいた委員の御紹介をさせていただきたいと思います。お名前を申し上げたら一言御挨拶をしていただけたらと思います。

関口委員、お忙しい中、途中から御参加いただきまして、一言御挨拶いただけますでしょうか。

○関口委員 都議会議員の関口でございます。

今日は遅れて伺いまして失礼しました。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

○千田計画課長 ありがとうございました。

これからは事務局より今後のスケジュールについて御連絡させていただきます。

本日、御承認いただきました鳥獣部会の2件につきましては、先ほど佐藤からも御連絡させていただきましたけれども、改めて3月下旬をめどに審議会を開催させていただきたいと存じます。改めて御連絡させていただきます。年度末の御多忙の時期かと存じますが、よろしく願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○石井会長 それでは、本日は活発な御審議をいただき、また、円滑な会議進行に御協力いただきありがとうございました。

これをもちまして、第149回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。